

川越市介護サービス基盤整備基本方針

令和3年5月17日

1 目的

介護サービスの整備については、これまでも着実に整備を進めてきたが、高齢者が可能な限り住み慣れた自宅で安心して暮らすことができるよう、認知症対応型のサービスや排せつ介助に関する課題の改善を見込める訪問系サービスなどについて、一層の充実を図る必要がある。

やむを得ず自宅を離れても住み慣れた地域で暮らせるよう、また、高齢者の多様なニーズへ対応できるよう、今後、需要の拡大が見込まれる地域密着型の居住系サービスや介護付き有料老人ホーム（特定施設入居者生活介護）等について、更なる整備が求められている。

これらのことから、第8期川越市介護保険事業計画（令和3年度～令和5年度）（以下「第8期計画」という。）で定めた令和5年度までのサービス見込量に基づく介護サービスの基盤整備を適正に進めるため、この「川越市介護サービス基盤整備基本方針」を策定するものとする。

2 基盤整備及び整備事業者の選定

基盤整備については、第8期計画のサービス見込量、及び必要利用定員数の確保、介護保険事業の適正な運営、並びに整備事業者選定の機会均等を図るため、次に掲げるサービス（一部を除く。）について募集を行い、整備事業者を選定するものとする。

(1) 施設サービス

□介護医療院

介護医療院は介護療養型医療施設の転換先として、平成30年度に新たに創設された介護保険施設であり、第7期計画までは未整備となっている。

介護療養型医療施設については、1施設（定員61人）が整備されているが、第8期計画の最終年度（令和5年度）末までに介護医療院等へ転換される必要があるため、期間内に円滑な転換ができるよう情報提供等の支援を行う。

✓介護医療院の見込量（単位：人／月）

| 第7期 | | | 第8期 | | | 第9期 |
|-----|----|----|-----|----|-----|-----|
| H30 | R1 | R2 | R3 | R4 | R5 | R7 |
| 1 | 5 | 59 | 59 | 59 | 120 | 123 |

※第8期介護保険事業計画より抜粋

(2) 居宅サービス

□ (介護予防) 特定施設入居者生活介護

第7期計画までに9事業所(合計定員479人)が整備されているが、高齢者の多様な住まいの選択肢の一つとして、今後も需要の拡大が見込まれることから、更なる基盤整備を行う。

第8期計画においては、令和4年度に新規2箇所(160人)、令和5年度に新規1箇所(80人)の整備を行う。なお、整備については、原則、各年度末までにサービスの提供を開始するものとする。

✓ 特定施設入居者生活介護の見込量(単位:人/月)

| 第7期 | | | 第8期 | | | 第9期 |
|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| H30 | R1 | R2 | R3 | R4 | R5 | R7 |
| 509 | 536 | 569 | 619 | 663 | 701 | 749 |

✓ 介護予防特定施設入居者生活介護の見込量(単位:人/月)

| | | | | | | |
|----|----|----|----|----|----|----|
| 58 | 75 | 72 | 82 | 88 | 92 | 98 |
|----|----|----|----|----|----|----|

※第8期介護保険事業計画より抜粋

(3) 地域密着型サービス

□ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

第7期計画までに3事業所が整備されているが、当該サービスは日中及び夜間を通じて介護と看護の一体的なサービスを柔軟に提供できることから、引き続き基盤整備を行い、サービスの充実を図る。

第8期計画においては、令和3年度、令和4年度、令和5年度にそれぞれ新規1箇所の計3箇所の整備を行う。なお、整備については、原則、各年度末までにサービスの提供を開始するものとする。

✓ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護の見込量(単位:人/月)

| 第7期 | | | 第8期 | | | 第9期 |
|-----|----|----|-----|----|----|-----|
| H30 | R1 | R2 | R3 | R4 | R5 | R7 |
| 21 | 24 | 28 | 32 | 33 | 36 | 38 |

※第8期介護保険事業計画より抜粋

□（介護予防）認知症対応型通所介護

第7期計画においては、地域の状況に応じた自発的な整備を図ったが、認知症高齢者の住み慣れた地域における在宅生活の継続を支援するサービスとして、今後、需要の更なる拡大が見込まれることから、計画的に基盤整備を行う。

第8期計画においては、令和4年度に新規1箇所、令和5年度に新規1箇所の整備を行う。なお、整備については、原則、各年度末までにサービスの提供を開始するものとする。

✓認知症対応型通所介護の見込量（単位：回／年）

| 第7期 | | | 第8期 | | | 第9期 |
|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| H30 | R1 | R2 | R3 | R4 | R5 | R7 |
| 12,401 | 12,263 | 11,792 | 13,387 | 14,198 | 15,060 | 15,487 |

✓介護予防認知症対応型通所介護の見込量（単位：回／年）

| | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
|---|---|---|---|---|---|---|

※第8期介護保険事業計画より抜粋

□（介護予防）小規模多機能型居宅介護

第7期計画までに6事業所（合計登録定員157人）が整備されているが、認知症高齢者の住み慣れた地域における在宅での生活の継続を支援するため、サービスの利用を推進していくとともに、引き続き基盤整備を行う。

第8期計画においては、令和4年度に新規2箇所、令和5年度に新規1箇所の整備を行う。なお、整備については、当該サービスの普及を図る観点から、（介護予防）認知症対応型共同生活介護との併設整備を推進することとし、原則、各年度末までにサービスの提供を開始するものとする。

✓小規模多機能型居宅介護の見込量（単位：人／月）

| 第7期 | | | 第8期 | | | 第9期 |
|-----|----|----|-----|----|----|-----|
| H30 | R1 | R2 | R3 | R4 | R5 | R7 |
| 68 | 73 | 66 | 73 | 84 | 88 | 91 |

✓介護予防小規模多機能型居宅介護の見込量（単位：人／月）

| | | | | | | |
|---|---|---|---|----|----|----|
| 8 | 7 | 8 | 9 | 10 | 10 | 10 |
|---|---|---|---|----|----|----|

※第8期介護保険事業計画より抜粋

□（介護予防）認知症対応型共同生活介護

第7期計画までに21事業所（合計定員378人）が整備されているが、認知症高齢者がやむを得ず自宅を離れても、住み慣れた地域で安心して暮らせる場を確保するためのサービスとして、今後も需要の増加が見込まれることから、更なる基盤整備を行う。

第8期計画においては、令和4年度に新規2箇所（36人）、令和5年度に新規1箇所（18人）の整備を行う。なお、整備については、（介護予防）小規模多機能型居宅介護の普及を図る観点から、（介護予防）認知症対応型共同生活介護との併設整備を推進することとし、原則、各年度末までにサービスの提供を開始するものとする。

✓認知症対応型共同生活介護の見込量（単位：人／月）

| 第7期 | | | 第8期 | | | 第9期 |
|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| H30 | R1 | R2 | R3 | R4 | R5 | R7 |
| 325 | 351 | 380 | 388 | 424 | 442 | 442 |

✓介護予防認知症対応型共同生活介護の見込量（単位：人／月）

| | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 2 | 4 | 4 | 5 | 5 | 5 | 5 |
|---|---|---|---|---|---|---|

※第8期介護保険事業計画より抜粋

□地域密着型特定施設入居者生活介護

第7期計画までに2事業所（合計定員45人）が整備されているが、高齢者がやむを得ず自宅を離れても住み慣れた地域で安心して暮らせる場を確保するためのサービスとして、また、高齢者の多様な住まいの選択肢の一つとして、今後も需要の拡大が見込まれることから、更なる基盤整備を行う。

第8期計画においては、令和3年度に既存事業所の増床として、1箇所（13人）を整備する。なお、増床整備については、募集によらず、既存事業所のうち、適正な整備が見込まれる整備事業者を選定する。

✓地域密着型特定施設入居者生活介護の見込量（単位：人／月）

| 第7期 | | | 第8期 | | | 第9期 |
|-----|----|----|-----|----|----|-----|
| H30 | R1 | R2 | R3 | R4 | R5 | R7 |
| 42 | 44 | 44 | 57 | 57 | 57 | 58 |

※第8期介護保険事業計画より抜粋

□ 看護小規模多機能型居宅介護

第7期計画までに3事業所（合計登録定員87人）が整備されているが、医療ニーズが高い中重度の要介護者の住み慣れた地域での生活を支援するため、サービスの利用を推進していくとともに、引き続き基盤整備を行う。

第8期計画においては、令和4年度に新規1箇所の整備を行う。なお、整備については、原則、当該整備年度末までにサービスの提供を開始するものとする。

✓ 看護小規模多機能型居宅介護の見込量（単位：人／月）

| 第7期 | | | 第8期 | | | 第9期 |
|-----|----|----|-----|----|----|-----|
| H30 | R1 | R2 | R3 | R4 | R5 | R7 |
| 26 | 27 | 29 | 32 | 48 | 48 | 48 |

※第8期介護保険事業計画より抜粋

【その他】

- ・地域密着型通所介護については、地域の状況に応じた自発的な整備を図ることとするが、必要に応じて供給量の規制を行う。

3 地域密着型サービス事業所の圏域別整備予定

第8期計画期間における日常生活圏域の14圏域のうち、優先して整備を行うべき圏域は下表のとおりとする。

| サービス | 認知症対応型 共同生活介護 + 小規模多機能型 居宅介護 | | | 看護小規模 多機能型居宅介護 | | | 認知症対応型 通所介護 | | | 定期巡回・ 随時対応型 訪問介護看護 | | |
|--------|--|-------|-------|-------------------|-------|-------|----------------|-------|-------|--------------------------|-------|-------|
| | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
| 整備予定圏域 | 本庁第1 | | | | | | | | | | | |
| | 本庁第2 | | 1 | 1 | | | | | | | | |
| | 本庁第3 | | | | | | | | | | | |
| | 芳野 | | | | | | | | | | | |
| | 古谷 | | | | | | | | | 1 | | 1 |
| | 南古谷 | | | | | | | | | | | |
| | 高階 | | | | | | | | | | 1 | |
| | 福原 | | | | | | | | | | | |
| | 大東 | | | | | | | | | | | |
| | 霞ヶ関 | | 1 | | | 1 | | | 1 | | | |
| | 川鶴 | | | | | | | | | | | |
| | 霞ヶ関北 | | | | | | | | | | | |
| | 名細 | | | | | | | | | | | |
| | 山田 | | | | | | | | | | | 1 |

【その他】

- 整備予定圏域については、サービス見込量を確保するため、第8期計画の遂行に支障のない範囲で変更する場合がある。
- 地域密着型特定施設入居者生活介護については、整備予定圏域を設定せず、整備事業者を選定する。

4 介護サービス事業所の開設までの流れ

□ 募集の実施

- ✓ 事前相談の受付期間
- ✓ 応募の受付期間
- ✓ 応募書類の審査期間
- ✓ 選考期間（庁内会議の開催）
- ✓ 事業者の選定
- ✓ 結果通知の送付及び公表

□ 事業者の決定

- ✓ 選定事業者において事業開設の準備
- ✓ 指定の申請及び審査（人員、設備及び運営基準等を審査）

□ 事業者の指定

- ✓ 事業所開設

5 事業者指定のスケジュール及び募集要項

各年度における募集の詳細については、別途「募集要項」に定め、市ホームページにて周知を行う。

6 適用

この基本方針は、第8期計画（令和3年度から令和5年度）において適用するものとする。